

教育長交際費の対応基準  
(R 5. 2 改正・R 5. 4 施行)

支出区分	支出内容	支出金額
会費	会費等により開催される行事等への参加に係る経費(会食を伴うものに限る)	5千円を上限とする(ただし、会費の額が明確な場合はこの限りではない)
見舞い	病気等に対する見舞いに係る経費	1万円を上限とする
弔慰	葬儀又は法要における香典等に係る経費	別表参照
手土産等	手土産等に係る経費	実費
その他	教育長が特に必要と認めた場合	その都度協議する

(別表) 弔慰関係一覧表

区分		香典	生花	伽見舞
市議会議員 (教育関係所属)	本人	1万円	—	○
	配偶者、実父母 同居の義父母	—	—	—
	教育委員	本人	1万円	○
教育委員	配偶者、実父母 同居の義父母	5千円	—	—
	学校職員	本人(校長)	1万円	○
学校職員	本人(校長以外)	1万円	○	○
	児童・生徒 (学校管理下事故死)	本人	5千円	—
児童・生徒 (学校管理外事故死)	本人	5千円	—	—
その他		協議		

※上記記載以外で不明な事が生じた場合は、その都度協議する。